

平成30年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月28日（火曜日）午後2時00分～午後3時05分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	半 沢 正 典	2番	誉 田 憲 孝
3番	二階堂 武 文	4番	梅 津 一 匡
5番	栗 野 啓 二	6番	本 多 勝 実
7番	佐々木 彰	8番	安 藤 喜 昭
9番	片 平 秀 雄	10番	東海林 一 樹
11番	高 橋 道 也		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	木 幡 浩	理 事 二本松市長代理 二本松市副市長	斎 藤 源次郎
理 事 伊達市長代理 上下水道部長	大 橋 留 政	理 事 長 桑 折 町 長	高 橋 宣 博
理 事 国見町長代理 国見町副町長	佐 藤 弘 利	理 事 川俣町長代理 川俣町副町長	山 田 清 貴
代表監査委員	井 上 安 子	事 務 局 長	今 泉 繁
次 長 兼 施設管理課長	阿 部 雅 人	総 務 課 長	長 南 敏 広

事務局出席者

総 務 課 課長補佐兼 総務経理係長	菅 野 幸 夫	施 設 管 理 課 課長補佐兼 施設第二係長	片 平 一 彦
総 務 課 契約管財係長	加 藤 忠	施 設 管 理 課 施設第一係長	佐久間 勲
施 設 管 理 課 水質管理係長	菅 野 晃	総 務 課 主 査	押 見 新 一
総 務 課 主 査	加 藤 博 高	総 務 課 主 査	菅 野 茂 明
総 務 課 主 査	山 田 吉 則	総 務 課 副 主 査	山 内 康 裕

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議案第8号ないし議案第9号の提出
- (6) 提案理由の説明
- (7) 一般質問
- (8) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第8号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第9号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件

午後2時00分 開 会

議長（半沢正典） 定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、6番を仮議席と指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

5番、栗野啓二議員、10番、東海林一樹議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日8月28日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（半沢正典） ご異議ございませんので、会期は8月28日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたしております。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、6番、本多勝実議員を指定いたします。

議長（半沢正典） 日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第8号ないし議案第9号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（半沢正典） 企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩） 本日、ここに8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案2件ですが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告いたします。

第2期事業運営計画及び第4期財政計画の3年目となります平成30年度も5カ月を経過するところではありますが、計画は概ね順調に実施されており、これもひとえに皆様方のご理解とご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

また、企業団の供給開始15周年を記念いたしまして、6月2日・3日にすりかみ浄水場特別公開

を実施いたしました。来場者は、過去最高の847人を数え、企業団事業へのさらなる理解と関心を深めていただいたものと考えております。

今後も安全で安心でおいしい水の周知と安定供給に努めて参ります。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第8号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、債務負担行為を追加するものです。議案第9号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件については、決算の認定について議決をお願いするものでありますが、監査委員の意見につきましては、附属書類のとおりです。

以上が提出議案の概要ですが、詳細につきましては、事務局より説明させますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（今泉 繁） 議長、事務局長。

議長（半沢正典） 事務局長。

【事務局長（今泉 繁）登壇】

それでは、お手元の議案書等に従いまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、議案第8号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算と議案第9号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件の2件でございます。

まず、議案書の1ページをお開き願います。始めに、議案第8号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。別冊の平成30年度補正予算説明書の2ページ、3ページもあわせてご覧いただきたいと存じます。補正予算は、すりかみ浄水場ほか運転管理等業務委託を記載のとおり債務負担行為として実施するため、予算に追加するものでございます。期間は、平成30年度から平成35年度まで。平成30年度は契約と準備行為で、平成31年度から平成35年度までの5カ年が実質的な業務期間となります。限度額は、仕様書に基づき算出した額となります。この業務委託につきましては、現在、平成28年度から平成30年度までの3カ年契約により執行しているところでございまして、本年度が最終年度となります。平成31年度から平成35年度までの5年間の委託について、新たに発注するにあたり、平成31年度の当初から業務を開始する必要がありますことから、平成30年度に契約行為を行うため、本年度の予算に債務負担行為を追加するものでございます。なお、委託期間につきましては、平成19年度の本格供給開始以降、3年としてきましたが、平成31年度より5年に拡大いたします。これは、委託期間の拡大により、受託者においては、維持管理ノウハウの構築と安定的な業務遂行に有効であり、企業団においても、安定供給に寄与するものと判断したものであります。議案第8号の説明は以上でございます。

次に、議案書2ページの議案第9号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業

会計決算認定の件につきまして、ご説明申し上げます。平成29年度の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものであります。その内容につきまして、別冊の決算書によりご説明申し上げます。決算書をご覧ください。

始めに、水道用水供給事業報告書からご説明申し上げます。決算書の2ページをお開きください。

1、概況、(1)総括事項、①業務の状況、(イ)の水道用水供給事業でございますが、平成29年度の年間総送水量は、4,045万5,260 m^3 で前年度と比較して、12万9,330 m^3 の増となりました。

また、年間総有収水量は4,018万7,998 m^3 で、前年度と比較して、13万6,342 m^3 の増、当初予定水量と比較して、74万7,698 m^3 の増となっております。有収率は、99.3%で前年度と同率となりました。給水収益は32億2,276万7,924円で当初予算と比較して、2,841万2,924円の増となっております。

続きまして、(ロ)の水質検査事業でございますが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託し、水質検査手数料は2,429万2,700円で当初予算と比較して、115万4,450円増となっております。

次に、中ほどの②の財政状況でございますが、収益的収支は、水道用水供給事業収益43億9,835万3,297円に対しまして水道用水供給事業費用は44億8,681万9,521円で、収支差し引き額8,846万6,224円が当年度純損失となり、前年度繰越欠損金に、当年度純損失を加えた11億9,389万4,751円は、未処理欠損金として翌年度に繰り越すことになりました。

続いて、資本的収支でございますが、資本的収入6億2,076万8,000円に対して、資本的支出は、32億6,579万2,782円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額26億4,302万4,782円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんしたものでございます。

次に、③の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応でございますが、福島県から無償貸与を受けましたゲルマニウム半導体検出装置により、放射性物質のモニタリング検査を実施し、結果を企業団ホームページに掲載する等、水道水の安全性について広く周知に努めたところでございます。

また、浄水場の敷地内に保管を余儀なくされている放射性物質を含む浄水ケーキのうち、8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、管理型処分場への搬出が決定しております。なお、新年度の4月末に8,000ベクレルを超える416トン余の指定廃棄物については、環境省による搬出が完了しましたことをご報告いたします。

次に、3ページの(2)、議会議決事項であります。平成29年8月企業団議会定例会及び平成30年2月企業団議会定例会におきまして、議決を賜りました案件は、記載のとおりでございます。

次に、(3)、行政官庁許認可事項ですが、平成29年度に許認可を受けた案件は、県に対する、再生可能エネルギー事業可能性調査補助金交付申請の1件で、記載のとおりでございます。

次に、(4)、職員に関する事項でございますが、特別職を除く職員数については、一般職22名で、内訳は記載のとおりでございます。

次に、4ページから5ページ、2の工事、(1)、建設工事の概況及び(2)、保存工事の概況であり

ますが、100万円以上の工事は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、6ページ、3の業務、(1)のイ、業務量であります。取水量、送水量及び有収率等を前年度との比較で記載したものであります。

続いて、ロの業務内容であります。送水量、有効水量及び有収水量を月別に記載してあります。

また、7ページの上段の表は、構成団体別の年間総給水量、一日最大給水量及び一日平均給水量を示しております。詳細は記載のとおりでございます。

続いて、7ページから8ページにかけての、ハの共同水質検査でございます。福島県水道水質管理計画に基づきまして、企業団及び各構成団体の水質検査を、企業団において、実施したものでございます。検査内容等の実施状況は、記載のとおりであります。

次に、9ページの(2)、事業収益に関する事項でございます。イの事業収益は、営業収益と営業外収益を合わせまして、43億9,835万3,209円となり、ロの供給単価は、80円19銭となるものでございます。

次に、(3)、事業費用に関する事項でございます。イの事業費用は、営業費用と営業外費用を合わせまして、44億8,681万9,521円となり、ロの給水原価は、85円02銭となるものでございます。給水原価は、前年度と比較して1円28銭の増となっております。これは送水管移設工事に伴う固定資産除却費が発生したことが原因で、原価の増は一時的なものでございます。

次に、10ページ、4の会計でございます。イ、重要契約の要旨は、100万円以上のものを記載したものでございます。イの物品等の購入関係が5件、ロの工事請負関係が20件、ハの業務委託関係が21件となっております。内容は記載のとおりであります。

次に、12ページの(2)、企業債の概況であります。当年度分の償還高は合計で、18億3,523万7,742円でございます。そういったしまして、平成29年度末の未償還残高は合計で、173億8,658万1,081円となるものでございます。

次に、5のその他、(1)、資産の譲渡等の対価以外の収入の用途についてであります。消費税法基本通達により決算関係書類等でその用途を明らかにし、特定する必要があることから、記載したものであります。

次に、水道用水供給事業会計決算について、ご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。

始めに、1、平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出でございます。収入の部、第1款水道用水供給事業収益の予算合計46億2,296万6,000円に対しまして、決算額は46億5,813万2,901円となり、予算額に比べ3,516万6,901円の増となったものでございます。これは、主に給水量の増に伴う給水収益の増に

よるものでございます。

続きまして、支出の部、第1款水道用水供給事業費用の予算合計48億1,936万9,000円に対しまして、決算額は46億8,626万6,180円となり、1億3,310万2,820円の不用額が発生したものでございます。不用額の主なものは、委託料・修繕費の請差による減、動力費・薬品費の減、負担金の減によるものでございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出におきまして、収入の部、第1款資本的収入の決算額は6億2,076万8,000円となり、予算額と同額でございます。

続きまして、支出の部、の第1款資本的支出の予算額合計32億7,058万7,000円に対しまして、決算額は32億6,579万2,782円となり、不用額は479万4,218円となったものでございます。これは、工事請負の請差によるものでございます。

次に、19ページの2、損益計算書でございますが、これは、一営業期間における企業団の経営成績を表したものでございます。

まず、営業収益は、32億4,718万1,557円で、営業費用は、40億8,839万142円となり、差引の営業損失は、8億4,120万8,585円でございます。

また、営業外収益は、11億5,117万1,740円、営業外費用は、3億9,713万1,448円で、営業外利益は7億5,404万292円となり、経常損失は8,716万8,293円となるものでございます。その結果、当年度純損失は、経常損失と特別損失を加え8,846万6,224円となり、前年度繰越欠損金11億542万8,527円と加え、11億9,389万4,751円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、20、21ページをご覧ください。

3、剰金計算書でございますが、表の一番下の当年度末残高をご覧ください。資本金及び資本剰余金については、前年度から変動がございません。欠損金は、当年度純損失の発生により当年度末残高の欄の、当年度未処理欠損金は、11億9,389万4,751円となるものでございます。そういったしまして、資本合計は、430億274万3,251円となるものでございます。

次に、21ページ下段の4、欠損金処理計算書であります。11億9,389万4,751円が翌年度への繰越欠損金となるものであります。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

5、貸借対照表でございますが、これは、企業団の財政状態を表したものでございます。

まず、資産の部、1、固定資産は、減価償却累計額を控除した後の正味資産を表しており、有形固定資産463億5,105万759円、無形固定資産511億6,772万1,773円で固定資産合計は、975億1,877万2,532円となっています。

続きまして、2、流動資産は、現金預金の期末残高と、年度内に収入とならなかった平成30年3月分の給水料金と水質検査手数料の営業未収金、県補助金による営業外未収金と貯蔵品を合わせ流

動資産合計は、68億9,612万3,637円でございます。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、1,044億1,489万6,169円となっております。

続きまして、23ページの負債の部であります。3、固定負債は、企業債の156億5,853万3,883円で、1年を超えて償還期間が到来する企業債残高であります。4、流動負債は、1年以内に償還期限が到来する企業債、未払金、引当金、その他流動負債を合わせた流動負債合計は、18億3,893万6,603円であります。5、繰延収益と合わせまして、負債合計は、614億1,215万2,918円あります。

次に、資本の部であります。資本合計は、430億274万3,251円で20ページ、21ページの剰余金計算書で説明申し上げましたとおりです。そういたしまして、23ページの一番下、負債資本合計は、1,044億1,489万6,169円となり、22ページの一番下の資産合計と一致するものでございます。

次に、水道用水供給事業会計決算附属明細書をご説明いたします。26ページをご覧ください。1、キャッシュ・フロー計算書であります。これは、一事業年度のキャッシュ・フロー、つまり現金の流れの状況を、業務活動、投資活動、財務活動に区分し、表したものでございます。(1)、業務活動によるキャッシュ・フローでは、主に営業収入により18億4,683万5,093円の資金が増加し、(2)、投資活動によるキャッシュ・フローでは、主に有形固定資産の取得による支出により4億2,073万2,815円の資金が減少し、(3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の償還による支出により18億3,523万7,742円の資金が減少しています。なお、事業を実施した結果、資金は期首より4億913万5,464円減少し、資金期末残高は、65億5,608万1,116円となります。資金期末残高の65億5,608万1,116円は、22ページの貸借対照表における流動資産の現金預金の勘定科目と一致いたしております。

次に、27ページから30ページにかけての2、収益費用明細書であります。これは、決算内容を款、項、目、節ごとに表したものであります。

次に、31ページの3、固定資産明細書であります。これは22ページの貸借対照表で説明いたしました、有形・無形の固定資産の明細でございます。

次に、32ページから35ページの4、企業債明細書は、起債内容、償還状況を年次別に表わしたものでございます。35ページの一番下の計の欄をご覧ください。12ページの企業債の概況でも説明したとおり、未償還残高は、173億8,658万1,081円となっております。

最後に、36ページをお開きください。5、注記であります。ローマ数字のⅠ、重要な会計方針では、固定資産の減価償却方法など、一つの会計事実複数の会計処理の方法が認められているものについて、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしたものであります。ローマ数字のⅡ、貸借対照表関連では、賞与及び法定福利費について、当該年度の支出額が明らかになるように、引当金の取崩額を明記しているものであります。

以上が、決算書に関する説明でございます。なお、本決算につきましては地方公営企業法第30条

第2項による決算審査が行われておりまして、監査委員より、別冊のとおり決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。なお、資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告申し上げ、公表するものでございます。

審査意見書の23ページをご覧ください。審査意見書の23ページには、資金不足比率について記載してございますが、平成29年度決算におきましても、資金不足はございませんでしたので、表中の表記はバーで表示されております。

議案第9号 平成29年度決算認定の件の説明は以上でございます。

以上、議案2件につきまして、ご説明申し上げました。よろしく願い申し上げます。

議長（半沢正典） それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、8番、安藤喜昭議員です。

それでは、発言を許します。

8番、安藤喜昭議員。

8番（安藤喜昭） 議長、8番。

議長（半沢正典） 8番。

8番（安藤喜昭） 本定例会におきまして通告により一般質問させていただきます。

今回は5つの件について通告をさせていただきました。順序に従いまして質問を進めたいと思います。

まず、平成30年の2月企業団議会定例会の中におきましていろいろと質問をさせていただいたわけでありまして、その中で前回の定例会の中での1番の要件でありました、63協定のあり方検討会の報告書の提出がございました。また、その報告書を受けての理事会としての方針が示された訳であります。その中で企業長として、63協定は構成団体と企業団との供給契約であるから基本的な枠組みは尊重していくというような言葉がございました。2つ目は料金体系。ダム納付金の支出についても維持をすると。併せて、住民の視点に立った運営や供給のあり方も含め今後検討していくと。また、具体的な話になりますが、このようなオーバースペックによって悩んでいる事例は全国の各地にあると思いますというようなことで、このオーバースペックに関しましては、過剰生産とか過剰設備とかそういうような意味として私は捉えたわけでございますけれども、そういう事例は全国各地にあると。私も企業長も実際体験をしてきたというようなことで、その課題に対しては調査整理しながらどのように対応していくかを今後考えていきたいという大変前向きな答弁を頂きました。今後のそれに対しましても住民を代表する立場として、この場に立つ者として大きな期待を持つものでございます。

そういう中で、現在第4期財政計画に沿った料金体系で進められておりますし、9年間を通しての収支バランスをとる内容でございますので急激な変更は大変難しいというようなことも思うわけ

でございますが、水道料金の低廉化、また、希望とする料金の統一化に向けた今後出来ることは何かというような点から、次の点について質問をいたしたいというふうに思います。

当然外部に向けての働きかけというようなことではございますが、その一つといたしまして現在企業団が有しております利率、これは摺上川ダムから水を頂いている訳でございますけれども、そのうちの治水の割合が56.6パーセント、それから上水道が企業団として31.8パーセントというような割合でございますけれども、この割り当て配分の見直しを図りながら治水等に活用するなど、国の方に、また、関係機関に提言要望活動をするようなお考えがあるかどうかお伺いをいたします。

事務局長（今泉 繁） 議長、事務局長。

議長（半沢正典） 事務局長。

事務局長（今泉 繁） お答えいたします。

31.8パーセントについては、企業団の摺上川ダム建設の負担割合を示したものであります。摺上川ダムは、複数目的の共同施設であるため、昭和61年に摺上川ダム建設に関する基本協定が策定され目的毎の費用負担割合を決め建設が行われました。費用負担割合は、分離費用身替り妥当支出法により算出されています。

企業団は、建設費の31.8パーセントに相当する額を負担し建設が行われ、平成18年4月1日にダム使用権の設定を受けました。

このダム使用権は、企業団が摺上川ダムから一日最大24万9,000立方メートルを取水するために必要な貯水容量を確保する権利を言います。一方、ダムで確保した水を使う権利が水利権で、現在の水利権量は一日最大13万9,535立方メートルとなっています。

負担割合の見直しにつきましては、多目的ダムは、河川管理者の他、参画している他の利水者も含めた共同事業であり、一部の利水者の意向だけで負担割合を変更することは困難であります。今後、その可能性を探り国への対応についても検討して参ります。

8番（安藤喜昭） 議長、8番。

議長（半沢正典） 8番。

8番（安藤喜昭） ただいま答弁をいただきましてなるほどと理解したところではございますけれども、実際の水量との乖離というものは、いままでも何回か本議会のなかで議論されたところがございます。その中で、いろいろと関係機関との調整もあるから数値の変更は難しいというようなご答弁でございました。ただ、多少なりとも余分の、余裕のある水量を例えば治水の方に活用するなど、今のこの自然の驚異に関して各地区でいろいろな自然災害が発生している。現にこの摺上川ダムの治水の効果というものが大変大きいものがあって、ダムのインフォメーションセンター内にいろいろと説明文があるわけでございますけれども、昭和61年の8.5水害、まだ記憶に新しいところでありますけれども、当然、当時はダムがなかったわけで飯坂温泉はじめ大変大きな被害を受けたと。ダムが出来ることによって摺上川では約1.3メートルの治水効果があると。また、本流に行きまして阿

武隈川になりますと、伏黒の観測地点等では約32センチメートルの下げの効果があり、大変具体的な数値が出ています。そういった中で、伊達市を含めた桑折町、国見町この阿武隈川沿線に位置する地区にとっては、大変この洪水というものが懸念される訳であります。現に伊達市では、防災マップを作っておりますけども、想定しているのが2日間で降水量が323ミリ、これは国土交通省ののですが、雨が降ったときに、多いところでは3メートル5メートルの浸水危険があると具体的な報告もなされております。ですので、そういう中で、難しいとも言いながらも、やはり多少余裕ある中の役割の移動というものも当然これから考えていく必要があるのではないかなと思いますので申し添えておきたいと思います。

続きまして、2点目でございますが、63協定の第6条にあります別表第3、受水日量、平成27年の、昭和90年との表示が平成27年というような数値に変わるわけですけども、平成28年から平成36年、基本料金の算定にも活用されている将来計画の数値、この数値に関しましても、実態とかなり乖離があるのではないかとそういう風に思わざるを得ないですけども見直しを図るべきと思いますが、お考えをお伺いしておきたいと思います。

企業長（木幡 浩） 議長、企業長。

議長（半沢正典） 企業長。

企業長（木幡 浩） 先に公表いたしました、63協定のあり方検討委員会報告書では、63協定は構成団体と企業団との供給契約であること、企業団施設は、構成団体の求めで整備したもので、水需要が減少したからといって費用を減少するなど、変更する余地はないものであるから、協定の基本的枠組みは尊重すべきであることとまとめております。この報告書のとおり、事業の基本である、63協定の将来計画の数値の見直しにつきましては、実態と乖離があるからといってすぐに見直しをする性格ではないと考えております。

8番（安藤喜昭） 議長、8番。

議長（半沢正典） 8番。

8番（安藤喜昭） すぐに替えられるものではないということでございます。23万1,570立方メートル、このような数値でございます。1日最大が14万9,920立方メートル、この数値に間違いはないと思いますが、決算においても1日平均11万トンという数値であります。この数値を見ますと、これでいいのかなという思いがありますので、今後いろんな角度からなお一層ご検討いただけたらと思います。

2つ目でございますが、すりかみ浄水場のパンフレットが手元でございます。この中に、事業概要の文面の中に最終計画23万1,570立方メートルと括弧書きでありますけども、最終計画ということについてどのような意味を成すのかお伺いしておきたいと思います。

事務局長（今泉 繁） 議長、事務局長。

議長（半沢正典） 事務局長。

事務局長（今泉 繁） お答えいたします。

パンフレットにあります最終計画23万1,570立方メートルは、企業団の摺上川ダム参画水量24万9,000トンの取水量に対する浄水ロス分を差し引いた、計画1日最大給水量を表したものです。最終の意味は、計画の最後を意味しております。

8番（安藤喜昭）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（安藤喜昭）計画の最終という意味ということでございますが、今後の計画の目標というものは現在無いということで考えてよろしいでしょうか。あくまでも最終でこれがずっとこのまま続くということ。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）はい。先ほど申しあげましたように、ダムの参画水量24万9,000トンに基づく水量ということでございます。

8番（安藤喜昭）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（安藤喜昭）あくまでも、参画水量24万9,000トン、これがベースになっている以上その様に言わざるを得ないということでございますが、そもそもその参画水量の考え方について、当時いろいろな事情もあったことが推測されるわけですが、やはり社会情勢も変わってきた中でどこかの段階で検討すべき大きな課題ではないかなと思うところでございます。

本議会前にでございますけれども企業団からこのような資料をいただきました。最終ページには、皆さんが元気に、頑張ろうという形で一同の写真が載っている資料でございますが、この中のあるページ、平成30年度の概要についてでありますけれども、1日の平均給水量約11万トンと、10万9,000トンという数値でありますけれども、約11万トンなのでございますけれども、その中にポイントというような、文面で、いろいろとこういことが重要、一番のポイントだよと書かれているのがこの10万9,590立方メートル、この中の一日平均給水量各構成町の数値が出ていますが、ポイント、福島市が77パーセントとあり、要するに77パーセントが福島市で使っているのだというようなことを強調したかったのかなと思いますし、また、上段には平成28年の4月に料金改定をして6円60銭下げましたよというようなことで、この水道料金の値下げに関しては、値下げでいろんな面で努力をしているのだということで、その上には供給単価平均が80円34銭、今回ちょっとは違いますけれども、全国平均から見ますと100円のレベルから見ますと大変安いというようなことが強調されているところでございます。

しかしながら、第4期財政計画の9年間を通した平均供給単価が81円76銭、これは間違いないと思いますけれども、100円よりは安いということでございますが、81円76銭、この平均供給単価より下回っているのは1つの市しか無い、あとの2市3町は平均単価より高いということで、これは一般市民の感覚からいけばなんでこんなことになるのだろうかとなるのが自然な疑問だろうと思うところでございますので、今後このような点も含めていろいろとご検討をいただければ幸いと思うところでございます。

続きまして、3点目に移ります。施設更新と企業債償還に関して、新たな内部留保資金の在り方についてということで項目をあげさせていただきました。先程、提案理由の中にもありましたように、平成28年から36年財政計画の1期の区切りとなります、3年目を区切りとしていろいろな検証をするとのお話がございましたが、検証のお考えはあるのかどうかお伺いしておきたいと思います。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

現行の財政計画においては、料金の低廉化を図るため、9年間の料金算定期間としておりますが、3年毎に検証を行う計画であります。

8番（安藤喜昭）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（安藤喜昭）見直しの検討するのか。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）検証を行うということであります。

8番（安藤喜昭）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（安藤喜昭）検証を行うということですが、具体的に云々ということはおえて避けたいと思いますが、是非とも今後を含めた中で、今後5期6期となる中で、いかにあるべきかということを十分に検証していただきたい。当然、その検証の結果につきましては議会の方に報告があるというふうに思いますのでその時点でまたいろいろとご質問させていただきます。

2つ目でございますが、第4期財政計画最終年は平成36年度が最終、去年の最後の年度になりますけれども、内部留保資金、以前に提出のありました計画書を見ますと、若干今回の決算でもそこまで落ちてない、内部留保資金が意外と数値の大きい中で推移しているということで、28、29から6年間は下がっていく、そして、残りの3年間で戻していくと、以前の説明では9年間で収支のバランスを取っていくことで全体的には、将来的には大きな影響はないとのご説明がございました。そうしますと、内部留保資金もある程度数値がまた元に戻ってくるというようなことで、ひとつのポイントとすれば9年間というのはひとつのスパンでやっていますのでなかなかいじるには難しいと思いますけれども、今からその内部留保資金の活用について、そして、料金の更なる引下げを検討すべきだと思いますけれどもお考えはいかがでしょうか。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

平成28年度に料金を引き下げたことにより、平成29年度まで2期連続で欠損金が発生し、累積欠損金が増加しており、また、内部留保資金が減少している現状においては、更なる料金引き下げを行う状況にございません。

企業団は、比較的新しい施設であり更新費用が少ないことや、大きな償却資産を保持していることから、減価償却費を主な源泉として内部留保が蓄えられる段階であります。

これらの内部留保資金は、将来の施設更新や企業債償還へ充当される重要な財源でございますので、有効に活用し構成団体の急激な負担増を招くことのないよう健全経営に努め財政計画に沿った運営を継続して参りたいと考えております。

8番（安藤喜昭）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（安藤喜昭）時間が迫りましたので手短にしますが、施設の更新についても以前ご説明をいただきました。

平成42年度までの更新計画でありますけども、平成36年までに件数はかなり消化されるということで、そのあとについてはその割に重要な更新も無いということでもありますので、多少なりとも内部留保資金の活用は可能なのかなと思うところがございます。時間もありますので詳しくは申し上げませんがその辺の施設の更新の財源も含めながらいろいろとご検討いただければと思います。

最後に1点だけ。企業団は今22名の職員がおりますけれども、企業団職員の直接雇用、要するにプロパー育成ということについてであります。この内容についてお伺いしておきたいと思っております。

事務局長（今泉 繁）議長、事務局長。

議長（半沢正典）事務局長。

事務局長（今泉 繁）お答えいたします。

プロパー職員の採用等は、水道の技術を堅持していくためには有効な手段のひとつであると認識しております。

しかしながら、今後の事業運営に大きな影響を及ぼすものとらえておりますことから、長期的な展望に立った検討が必要と考えております。

8番（安藤喜昭）議長、8番。

議長（半沢正典）8番。

8番（安藤喜昭）ちょっと難しいというような事務局長のお話でございますけれども、企業団からいろいろと資料等いただいておりますけれども、そういうこともひとつの課題として捉えているのだというようなことがちゃんと文章に載っているのですね。ちゃんと、それを踏まえてこれから考えていってほしいなという思いをひとつだけ一言、付け加えまして質問を終わりたいと思っております。

議長（半沢正典）以上で、安藤喜昭議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後3時04分 休 憩

午後3時05分 再 開

議長（半沢正典）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号 平成30年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典）起立多数。

よって、議案第8号につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 平成29年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきまして、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（半沢正典）起立多数。

よって、議案第9号につきましては、決算のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会といたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員